

平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

中小企業団体の組織に関する法律施行規則
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則（昭和三十三年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使（第一条・第二条）
- 第二章 設立（第三条—第五条）
- 第三章 管理
 - 第一節 電磁的記録等（第六条—第八条）
 - 第二節 役員（第九条—第十六条）
 - 第三節 決算関係書類（第二十二条—第三十三条）
 - 第四款 損益計算書（第三十四条—第四十二条）
 - 第五款 剰余金処分案又は損失処理案（第四十三条—第四十五条）
 - 第六節 決算関係書類及び事業報告書の監査（第四十六条—第四十九条）
- 第四節 事業報告書（第四十六条—第四十九条）
- 第五節 決算関係書類及び事業報告書の監査（第五十条）
- 第一款 協業組合等における監査（第五十一条—第五十三条）
- 第二款 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供（第五十四条）
- 第一款 決算関係書類の組合員又は会員への提供（第五十五条）
- 第二款 事業報告書の組合員又は会員への提供（第五十五条）
- 第七節 会計帳簿
 - 第一款 総則（第五十六条）
 - 第二款 資産及び負債の評価（第五十七条—第五十八条）
 - 第三款 純資産（第五十九条・第六十条）
 - 第八節 総会（第六十一条—第六十四条）
 - 第九節 余裕金運用の制限（第六十五条）
 - 第十節 累積投票による理事の選任（第六十六条）
 - 第四章 清算及び合併（第六十七条—第七十六条）
 - 第五章 共済契約（第七十七条）
 - 第六章 申請等（第七十八条—第九十一条）
 - 第七章 組織変更（第九十二条—第九十七条）
 - 第八章 雜則（第九十八条—第一百二条）
 - 附則
- 第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使（事業転換の認可の申請）
- 第一条 中小企業団体の組織に関する法律（以下「法」という。）第五条の七第二項の規定により事業の転換について主務大臣の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 転換後行う事業の内容及びその経営の方針
 - 二 転換後行う事業の事業計画書
 - 三 事業の転換の理由を記載した書面
 - 四 事業の転換を議決した総会の議事録の謄本

（電磁的方法による議決権の行使）

第二条 法第五条の十二第二項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十一条第三項（法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七条第八項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）及び法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 第二章 設立
- （設立の認可の申請）
- 第三条 法第五条の十七第一項の規定により協業組合の設立の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 定款
 - 二 協業計画書
 - 三 事業計画書
 - 四 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面
 - 五 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書
 - 六 組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
 - 七 収支予算書
 - 八 創立総会の議事録の謄本
 - 九 前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載しなければならない。
- 第四条 法第四十二条第一項の規定により商工組合又は商工組合連合会（以下「商工組合等」という。）の設立の認可を受けようとする者は、様式第三による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 定款
 - 二 事業計画書
 - 三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 組合員又は会員たるべき者の名簿及び加入申込書
 - 五 創立総会の議事録の謄本
 - 六 特別の地域を地区とする商工組合に係る申請にあつては、法第九条ただし書の規定による主務大臣の承認があつたことを証する書面
 - 七 商工組合に係る申請にあつては法第四十二条第二項第一号の、商工組合連合会に係る申請にあつては同号及び法第十三条の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
 - 八 組合員又は会員に出資をさせる商工組合等（以下「出資商工組合等」という。）に係る申請にあつては、組合員又は会員たるべき者がそれぞれ引き受けようとすると出資口数を記載した書面

- | | |
|---|--|
| <p>九 法第十七条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の事業（以下「共同経済事業」という。）を行う商工組合等に係る申請にあつては、収支予算書</p> <p>2 前項第四号の名簿に組合員又は会員となるべき者が押印したときは、その者の加入申込書は、省略することができる。</p> <p>（創立総会の議事録）</p> <p>第五条 法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七条第七項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第一百条の十二第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。</p> <p>3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 創立総会が開催された日時及び場所</p> <p>二 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名</p> <p>三 創立総会の議長の氏名</p> <p>四 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称</p> | <p>（電磁的記録）</p> <p>第六条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第一百条の十二第一項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第七条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第十一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の四第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> |
| <p>（役員の資格）</p> <p>第八条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十五条の四第一項第二号（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（監査報告の作成）</p> <p>第九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）</p> <p>二三百八十九条第四項第二号</p> <p>四 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（監査報告の作成）</p> <p>第九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める場合は、この条の定めるところによる。</p> <p>二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該協業組合等の理事及び使用人</p> <p>三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> | <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十八条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四四七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> |
| <p>（監査の実施）</p> <p>第十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四四七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> | <p>（監査の実施）</p> <p>第十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四四七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> |

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
(電子署名)

第十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものであることを示すためのものであること。

- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを確認することができるものであること。
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（役員の協業組合等に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する主務省令で定めたもの）に規定する主務省令で定めた方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねている場合における当該使用者の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）とし、協業組合等から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ことの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額。
イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の総会の決議を行つた場合、当該総会の決議の日

- ロ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議のあつた日

- ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日（二以上日のがある場合にあっては、最も遅い日）

- 二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
イ 次に掲げる額の合計額
(1) 当該役員が当該協業組合等から受けた退職慰労金の額
(2) 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
(3) (1) 又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
ロ 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

- (2) (1) 代表理事 六
代表理事以外の理事 四

（3）監事 二

2 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
二 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていたときは、当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（役員のために締結される保険契約）

第十四条の二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する協業組合等を含む保険契約であつて、当該協業組合等がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該協業組合等に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実（訴えを提起しない理由の通知方法）

第十六条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 協業組合等が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断（請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

第三節 決算関係書類

第二款 総則

(会計慣行のしん酌)

第十七条 第三節から第七節まで及び第七十三条から第七十六条までの用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(金額の表示の単位)

第十八条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する協業組合等の成立の日における貸借対照表及び協業組合等が作成すべき決算関係書類(剩余金処分案又は損失処理案を除く。)に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

2 剰余金処分案又は損失処理案について、一円単位で表示するものとする。

(成立の日の貸借対照表)

第十九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表は、協業組合等の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算関係書類)

第二十条 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

2 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協業組合等が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二款 財産目録

第二十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

(通則)

第二十二条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する協業組合等の成立の日における貸借対照表及び各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき貸借対照表(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する貸借対照表をいう。)について、この款の定めるところによる。

第二十三条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一	資産	二 負債
三	純資産(出資商工組合等以外の商工組合等(以下「非出資商工組合等」という。)にあつては、正味資産とする。以下同じ。)	一 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならない。
二	資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適當な項目に細分しなければならない。	2 資産の部の区分
一	固定資産	一 固定資産
二	流動資産	二 流動資産
三	無形固定資産	三 繰延資産

第二十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

(資産の部の区分)

2	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。	一 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。
2	外部出資その他の資産	一 有形固定資産
3	次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	二 有形固定資産
一	第一次に掲げる資産	一 流動資産
イ	現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く。)	二 短期間に循環して発生する取引(当該協業組合等の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)
ロ	受取手形(通常の取引(当該協業組合等の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)	三 短期間に循環して発生する取引(当該協業組合等の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)
ハ	売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることを目的として保有する有価証券をいふ。以下同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券をいう。)	一 売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいふ。以下同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券
二	売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいふ。以下同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券	二 商品(販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。)
ホ	商品(販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。)	三 半製品(副産物及び作業ぐず)
ヘ	半製品(副産物及び作業ぐず)	四 制品(副産物及び作業ぐず)
チ	半製品(副産物及び作業ぐず)	五 原料及び材料(購入部分品を含む。)
リ	半製品(副産物及び作業ぐズ)	六 在庫品及び半成工事
ヌ	半製品(副産物及び作業ぐズ)	七 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
ル	半製品(副産物及び作業ぐズ)	八 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。)
ヲ	半製品(副産物及び作業ぐズ)	九 次に掲げる繰延税金資産
ワ	半製品(副産物及び作業ぐズ)	一 流動資産に属する資産又は負債に関連する負債に属する負債(以下「繰延税金資産」という。)
カ	半製品(副産物及び作業ぐズ)	二 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

- 一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるもの）のをいう。以下同じ。）
- 二 その他資本剰余金
- 4 利益準備金（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する準備金をいう。以下同じ。）
- 5 第三項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。
- 6 第四項第二号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 組合積立金
- 二 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）
- 7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
- 8 第六項第二号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。
- 9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他の有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
- （貸倒引当金等の表示）
- 第二十七条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他の引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
- （有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
- 第二十八条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- （有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
- 第二十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- （有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）
- 第二十九条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。（無形固定資産の表示）
- 第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（外部出資の表示）

第三十一条 外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもつて別に表示しなければならない。

（繰延税金資産等の表示）

第三十二条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（繰延資産の表示）

第三十三条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

（通則）

第三十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）

第三十五条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分する事が適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 事業収益

二 賦課金等収入（法第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項又は第十三条の規定に基づき徴収したもの）

（第四款 損益計算書）

第三十六条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第五款 損益計算書）

第三十七条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第六款 損益計算書）

第三十八条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第七款 損益計算書）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第八款 特別損失）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第九款 特別費用）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十款 特別利益）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十一款 特別損失）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十二款 特別費用）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十三款 特別利益）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十四款 特別損失）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十五款 特別費用）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十六款 特別利益）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十七款 特別損失）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十八款 特別費用）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第十九款 特別利益）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第二十款 特別損失）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第二十一款 特別費用）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（第二十二款 特別利益）

第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

(損失処理案の区分)

第四十五条 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期末処理損失金

二 損失てん補取崩額

三 次期繰越損失金

二 前項第一号の当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 当期純損失金額又は当期純利益金額

二 前期繰越損失金又は前期繰越剩余金

三 利益準備金取崩額

三 資本剩余金取崩額

四 前項第一号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならぬ。

第四節 事業報告書

(通則)

第四十六条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき事業報告書(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事業報告書をいう。以下同じ。)は、この節の定めるところによる。

(事業報告書の内容)

第四十七条 事業報告書は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一 協業組合等の事業活動の概況に関する事項

二 協業組合等の運営組織の状況に関する事項

三 その他協業組合等の状況に関する重要な事項

(協業組合等の事業活動の概況に関する事項)

二 協業組合等の事業活動の概況に関する事項とは、次に掲げる事項

項(当該協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つてある場合には、主要な事業別に区分された事項)とする。

一 当該事業年度の末日における主要な事業内容

二 当該事業年度における事業の経過及びその成果

三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況(重要なものに限る。)

イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達

ロ 協業組合等が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

ハ 他の法人との業務上の提携

ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併(当該合併後当該協業組合等が存続するものに限る。)その他の組織の再編成

四 直前三事業年度(当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない協業組合等については、成立後の各事業年度)の財産及び損益の状況

五 対処すべき重要な課題

六 前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の現況に関する重要な事項

(協業組合等の運営組織の状況に関する事項)

第四十九条 第四十七条第二号に規定する協業組合等の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。

一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項

イ 開催日時
ロ 出席した組合員又は会員(又は総代)の数

二 重要な事項の議決状況

二 組合員又は会員に関する次に掲げる事項

イ 組合員又は会員の数及びその増減

ロ 組合員の出資口数及びその増減

三 役員(直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 役員の氏名

ロ 役員の当該協業組合等における職制上の地位及び担当

ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

ニ 役員と当該協業組合等との間で補償契約(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員の氏名

二 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該役員の職務の執行の適正性が損なわぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

三 本項(当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第一号(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる費用を補償した場合において、当該協業組合等が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

ハ 当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第二号(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

イ 当該役員の氏名

(2) 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該役員の職務の執行の適正性が損なわぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

ホ 本項(当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第一号(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる費用を補償した場合において、当該協業組合等が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを見つめたときは、その旨

ハ 当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第二号(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

イ 当該役員の氏名

(2) 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があつたときは、その意見の内容

(3) 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百四十五条第一項の理由があるときは、その理由

三 二 当該協業組合等が保険者との間で役員賠償責任保険契約(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

ロ 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員(当該協業組合等の役員に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。)

四 職員の数及びその増減その他の職員の状況

五 業務運営の組織に関する次に掲げる事項

イ 当該協業組合等の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。)

口	当該協業組合等と緊密な協力関係にある組合員又は会員が構成する組織がある場合には、その主要なもの概要
六	主たる事務所、従たる事務所及び協業組合等が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
七	イ 子会社の状況に関する次に掲げる事項 イ その他の子会社の概況
八	前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の運営組織の状況に関する重要な事項
	第五節 決算関係書類及び事業報告書の監査
第一款 通則	
第二款 協業組合等における監査	(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)
第五十条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による監査については、当該各項に規定する監査には、決算関係書類及び事業報告書に表示された情報と決算関係書類及び事業報告書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。	
第五十一条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	
一 監査の方法及びその内容	二 決算関係書類(剩余金処分案又は損失処理案を除く。)が当該協業組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三 剩余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見	四 剩余金処分案又は損失処理案が当該協業組合等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由	六 追記情報
七 監査報告を作成した日	(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)
二 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項のうち、監事の判断に関する説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。正當な理由による会計方針の変更	一 重要な偶發事象
三 重要な後発事象	
	第六節 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供
第一款 決算関係書類の組合員又は会員への提供	第二款 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供
第五十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により組合員又は会員に対する行う提供決算関係書類(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。	三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
二 決算関係書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。)が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告)	一 通常総会の招集通知(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十九条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する招集に係る通知をいう。以下同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。
四 前項の規定にかかわらず、監査報告を作成した日	イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由	ロ 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供
二 合規法第二十七条规定(法第四十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する組合	二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める

をいう。)の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監事の監査報告の通知期限等)

第五十三条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第五十一条第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

三 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行つた理事

三 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監査

三 第五十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により組合員又は会員に対する行う提供決算関係書類(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 決算関係書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。)が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告)

二 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

四 通常総会の招集通知(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十九条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する招集に係る通知をいう。以下同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める

(負債の評価)

第五十八条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用者が退職した後に当該使用者人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 収品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる適正な負債

第三款 純資産

(設立時の出資金の額)

第五十九条 協業組合等（非出資商工組合等を除く。以下この款において同じ。）の設立（合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の出資金の額は、設立時に組合員又は会員にならうとする者が設立に際して引き受けた出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額とする。

2 前項の出資金の額から、設立時に組合員又は会員にならうとする者が設立に際して履行した出資により協業組合等に対し既に払込み又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。（出資金の額）

第六十条 協業組合等の出資金の増加額は、次の各号に掲げる場合」ととに、当該各号に定める額とする。

1 新たに組合員又は会員にならうとする者が法第五条の十一又は第三十七条第一項の規定により協業組合等への加入に際して出資を受けた場合（当該引受出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額

2 組合員又は会員が出資口数を増加させるために出資を受けた場合（当該増加する出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額

3 前項の出資金の増加額から、同項各号に掲げる者が履行した出資により協業組合等に対し既に払込み又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。

4 協業組合等の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

1 協業組合等が法第五条の十四第二項、法第五条の二十三第一項において準用する協同組合法第十九条第一項第二号及び第三号又は法第三十八条第三項において準用する協同組合法第十八

条及び第十九条第一項第一号から第四号までの規定により脱退する組合員又は会員に対して持分の払戻しをする場合（当該脱退する組合員又は会員の引受出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額

2 法第五条の十四第二項の規定又は法第四十条において準用する協同組合法第二十三条第一項の規定により組合員又は会員が出資口数を減少させる場合（当該減少する出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額

3 協業組合等が法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する出资一口の金額の減少を決議した場合（出资一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十七条第四項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場

合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、第二条第一項第二号に掲げる方法とする。（規約等の変更の総会の決議を要しない事項）

第六十二条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の二（法第五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の第二項において準用する場合を含む。）による場合を除き、当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に関する事項とする。

（役員の説明義務）

第六十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の二（法第五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める

一 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を協業組合等に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより協業組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（総会の議事録）

第六十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の四第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

1 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない

理事若しくは監事又は組合員若しくは会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方

法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかつた場合に限る。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は發言の内容の概要

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十四条

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十七条第三項

ホ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第三項

五 総会の議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

第九節 余裕金運用の制限

第六十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五第二号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

十七条第二項において準用する場合を含む。の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。この場合において、当該有価証券が発行されていないときは、当該有価証券に表示されるべき権利を有価証券とみなす。

一 特別の法律により法人の発行する債券及び金融債

二 債還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債

三 その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式

会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）（主務大臣の指定するものに限る。）

四 日本銀行が発行する出資証券

四の二 株式会社商工組合中央金庫が発行する株式（主務大臣の

五 その発行する株式が金融商品取引所に上場されている株式会社が発行する株式（主務大臣の

指定期間のものに限る。）

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託又は貸付信託の受益証券

七 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）

二 年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（同条第三号から第五号までに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。

第十節 累積投票による理事の選任

第六十六条 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第五項の規定により主務省令で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。

2 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第一項の規定による請求があつた場合には、理事（総会の議長が存する場合にあつては議長、理事及び議長が存しない場合にあつては当該請求をした組合員）は、同項の総会における理事の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより理事を選任することを明らかにしなければならない。

3 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の総会において選任する理事の数の理事について投票の最多数を得た者から順次理事に選任されたものとする。

4 前項に規定する場合において、法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第一項の総会において選任する理事の数であつて投票の最多数を得た者から順次理事に選任されたものとする。この場合において選任する理事の数から前項の規定により理事に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の理事は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、総会の決議により選任する。

第四章 清算及び合併

（吸収合併消滅組合の事前開示事項）

第六十七条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

三 吸収合併消滅組合の組合員又は会員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の総組合員又は総会員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合

ハ 当該法人等に登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条の外国法人の登記に限る。）がされない場合 次に掲げる事項

イ 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

ロ 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

四 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる日のいづれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等準備開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併消滅組合（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の事由による解散により清算をする協業組合等及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする協業組合等（以下「清算組合」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等準備開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項（法第四十七条第三項において準用する場

合を含む。)において準用する協同組合法第五十六条の二第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続組合の事前開示事項)

第六十九条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告(最終事業年度がない場合には、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、吸収合併消滅組合の成立の日。第四号において同じ。)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項各号(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる日のいずれか早い日(以下この号において「吸収合併契約等備置開始日」という。)後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅組合(清算組合に限る。)が法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続組合において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、吸収合併存続組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)において準用する協同組合法第五十七条の二第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続組合の事後開示事項)

第七十条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第八項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、吸収合併消滅組合が定めたものとする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

イ 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求に係る手続の経過

二 吸収合併存続組合の事前開示事項

四 吸収合併により吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により吸収合併消滅組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅組合の事前開示事項)

第七十一条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の三第四号(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二 他の新設合併消滅組合(清算組合を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告(最終事業年度がない場合には、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、他の新設合併消滅組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項各号(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる日のいずれか早い日(以下この号において「新設合併契約等備置開始日」という。)後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 他の新設合併消滅組合(清算組合に限る。)が法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 新設合併消滅組合(清算組合を除く。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、新設合併消滅組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たたな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務(他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

- 一 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同第三項の規定により公告を官報のほか法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十三条第四項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこととを証する書面
- 三 異議を述べた債権者があつたときは、法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは非出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 定款の変更が非出資商工組合等の出資商工組合等への移行に係るものであるときは、第一項の書類のほか、組合員又は会員がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面を提出しなければならない。
- （役員の氏名又は住所の変更の届出）
- 第八十条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十五条の二（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により役員の氏名又は住所の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書に変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。（総会招集の承認の申請）
- 第八十一条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十八条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する総会の招集の承認を受けようとする者は、様式第七による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 申請の理由を記載した書面
 - 二 総会招集の目的を記載した書面
 - 三 組合員又は会員の名簿
 - 四 総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（協業組合又は商工組合連合会にあつては、それぞれ議決権の総数の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる議決権を有する組合員又は会員）の同意を得たことを証する書面
 - 五 総会招集を請求した場合には、その年月日及び協業組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
 - 六 組合員の改選を請求した年月日及び商工組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
- 第八十二条** 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第八項において準用する同法第四十八条に規定する総会の招集の承認を受けようとする者は、様式第八による申請書に次
- 一 役員の改選の理由を記載した書面
 - 二 総代会招集の目的を記載した書面

- 四 総代の総数の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面
- 五 総代会の招集を請求した場合には、その年月日及び商工組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
- 第八十四条** 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十二条第八項において準用する同法第四十八条に規定する総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第十による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 役員の改選の理由を記載した書面
 - 二 前条第三号及び第四号に掲げる書面
 - 三 役員の改選を請求した年月日及び商工組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
- 第八十五条** 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第二項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により協業組合等の解散の届出をしようとする者は、様式第十一による届出書に解散の理由を明らかにする書類を添えて提出しなければならない。（解散の届出）
- 第八十六条** 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 合併後の協業組合等の定款
 - 二 協業組合に係る申請にあつては、合併後の協業組合の事業計画書
 - 三 合併後の協業組合等の事業計画書
 - 四 合併の理由及び経過を記載した書面
 - 五 合併の認可の申請
- 第八十七条** 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 合併後の協業組合等の定款
 - 二 協業組合に係る申請にあつては、合併後の協業組合の事業計画書
 - 三 合併後の協業組合等の事業計画書
 - 四 合併の理由及び経過を記載した書面
 - 五 合併の議決をした各協業組合等の総会の議事録の謄本
 - 六 合併によって設立される協業組合に係る申請にあつては合併後の協業組合の役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面、合併によつて設立される商工組合等に係る申請にあつては合併後の商工組合等の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 七 合併によつて設立される協業組合等に係る申請にあつては、第一号の定款が法第五条の二十一第三項において準用する協同組合法第六十四条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員によつて共同して作成されたものであることを証する書面
 - 八 合併後の商工組合等（商工組合等にあつては、合併後共同経済事業を行つものに限る。）の収支予算書
 - 九 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五六第六項又は第六十三条の六第四項（これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求をした組合員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
 - 十 第七十九条第三項の規定は、協業組合又は出資商工組合等が合併する場合について準用する。この場合において、同項第一号中「法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第六十三条の六第一項（これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項（これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）」において準用する協同組合法第五十六条の二第二項」と、同項第三号中「法

第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項（これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二第五項」と読み替えるものとする。

（地区の承認の申請）

第八十七条 法第九条ただし書の規定により特別の地域を商工組合の地区とすることについて主務大臣の承認を受けようとする者は、様式第十三による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 地区としようとする地域を記載した書面

二 申請の理由を記載した書面

三 組合員たる資格及び組合員たる資格を有すべき者の数を記載した書面

（不服の申出）

第八十八条 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第一百四条第一項（法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により協業組合等に対する不服を申し出ようとする者は、様式第十四による申出書に、組合員又は会員であることを証する書面を添えて提出しなければならない。

（検査の請求）

第八十九条 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第一百五条第一項（法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により検査を請求しようとする者は、様式第十五による検査請求書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 検査の請求に係る協業組合等の名称及び住所並びにその協業組合等を代表する理事の氏名を記載した書面

二 検査の請求の理由を記載した書面

三 組合員又は会員の名簿

四 総組合員の一以上（協業組合又は商工組合連合会にあつては、それぞれ議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員又は会員）の同意を得たことを証する書面

（決算関係書類の提出）

第九十条 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第一百五条の二第一項（法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により決算関係書類を提出しようとする者は、様式第十六による提出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面

二 前号の書類の承認をした通常総会又は通常総代会の議事録の謄本

3 2 協業組合等は、やむを得ない理由により法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法由書を添えて主務大臣に提出しなければならない。

4 第百五条の二第一項（法第七十一条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に前項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

（身分を示す証明書）

第九十一条 法第九十三条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第十八のとおりとする。

第七章 組織変更

（組織変更の認可の申請）

第九十二条 法第九十五条第四項の規定により組織変更の認可を受けようとする者は、様式第十九による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 組織変更後の協業組合の定款

二 組織変更後の協業組合の協業計画書

三 組織変更後の協業組合の事業計画書

四 組織変更の理由を記載した書面

五 役員の氏名及び住所を記載した書面

六 組合員の名簿

八 組織変更後の協業組合の收支予算書

九 組合員が協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者であることを商工組合を代表する理事が誓約した書面

七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

八 組織変更後の議決をした総会の議事録の謄本

九 組合員が協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者であることを商工組合を代表する理事が誓約した書面

十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十八 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

十九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十八 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

二十九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十八 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

三十九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十八 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

四十九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十七 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十八 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

五十九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十一 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十二 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十三 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十四 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十五 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

六十六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

組合が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社（法第二百条の四第五項第一号に規定する組織変更後の株式会社をいう。以下この条において同じ。）の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本金の額 組合の出資金の額

二 資本準備金の額 組合の資本準備金の額

三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

四 組合の直前の組合員に対する交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等（会社法第七百四十六条第一項第七号ニに規定する社債等のうち自己社債を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

五 利益準備金の額 組合の直前の組合の利益準備金の額

六 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組合変更の直前の組合の利益剰余金の額

ロ 組合員に対する交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合がその他の利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

七 組合員又は会員の異動の報告

第八章 雜則

（組合員又は会員の異動の報告）

第九十八条 商工組合等は、事業年度の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項に関し、様式第

二十三による報告書を作成して提出しなければならない。

一 前事業年度における組合員又は会員の異動並びに商工組合にあっては新たに加入了した組合員

の資本の額又は出資の総額及びその者が常時使用する従業員の数

二 商工組合にあっては、前事業年度において中小企業者となつた組合員及び中小企業者でなく

なつた組合員の氏名又は名称

（経由店）

第九十九条 前各条（第九十一条、第九十三条及び第九十五条（法第九十七条第二項において準用する法第九十六条第八項の規定による場合に限る。）を除く。）の規定により提出する申請書その

他の書類であつて財務大臣に提出するもの（その組合員の資格として定款で定められる事業に中

小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）別表第二第一号又は第二

号に掲げる業種に属する事業を含む商工組合に係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるも

のは、それぞれ当該各号に掲げる者を経由して提出しなければならない。

一 その地区が一の国税局の管轄区域を超える商工組合に係るもの 国税庁長官

二 その地区が一の都道府県の区域を超える商工組合又はその地区が一の都道府県の区域を超え、

かつ、一の国税局の管轄区域を超えない商工組合に係るもの その主たる事務所の所在地（そ

の主たる事務所がその商工組合の地区外にあるときは、その商工組合の地区）を管轄する国税

局長

三 その地区が一の都道府県の区域を超えない商工組合（その地区が一の都道府県の区域である

ものを除く。）に係るもの その主たる事務所の所在地（その主たる事務所がその商工組合の

地区外にあるときは、その商工組合の地区）を管轄する税務署長

（申請書等の提出部数）

第一百条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第

八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及びその添

付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

第九十三条の規定により提出する申請書及びその添付書類の部数は、一通とする。

第八十条から第八十五条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十五条又は第

九十八条の規定により提出する届出書、その他の書類の部数は、一通とする。

（標準処理期間）

第一百一条 主務大臣は、協業組合等について法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法

第四十八条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九条の承認並びに法

第五条の七第二項、第五条の十七第一項、法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法

第五十五条第二項及び第五十七条の五（これらの規定を法第四十七条第二項において準用する場

合を含む。）、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項（法第四十

七条第三項において準用する場合を含む。）、法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用

する場合を含む。）、法第四十二条第一項、第九十五条第四項並びに第九十六条第五項（法第九十

七条第二項において準用する場合を含む。）の認可に関する申請があつたときは、当該申請がそ

の事務所に到達後二月内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

二 前項の期間には次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するため必要とする期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要する

期間（条例等に係る適用除外）

第二百二条 第一条から第四条まで、第六条から第八条まで、第十三条、第七十八条から第九十五条

まで、第九十八条及び第一百条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（決算関係書類及び事業報告書に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に到来した決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成について

は、この省令の施行後も、なお従前の例による。

（条例等に係る適用除外）

第三条 第一条から第四条まで、第六条から第八条まで、第十三条、第七十八条から第九十五条

まで、第九十八条及び第一百条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第六十五条第三号及び第五号並びに第六十七条第三号ロの改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則（平成二〇年九月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二七年四月三十日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成二十五年一月一日）から施行する。

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年三月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則第四十九条第三号ニからハまで及び第三号の二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

附 則（令和三年五月一四日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月七日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1

様式第1（令1 材厚労農水経産交令1・一部改正）

年 月 日

般

協業組合の名称
住所
協業組合代表する理事の氏名

事業組合認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定により事業の転換について許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 転換後行う事業の内容及びその経営の方針
- 2 転換後行う事業の事業計画書
- 3 事業の転換の理由を記載した書面
- 4 事業の転換を認めた総会の議事録の原本

様式第2

様式第2（令2 厚労農水経産交令2・一部改正）

年 月 日

般

設立しようとする協業組合の住所及び名称
住所
氏名（名称）
発起人 住所
氏名（名称）
住所
氏名（名称）

協業組合設立認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定により協業組合の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 協業計画書
- 3 事業計画書
- 4 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面
- 5 設立誓意書
- 6 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書
- 7 組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
- 8 収支予算書
- 9 創立総会の議事録の原本
備考 発起人は、全員について記載すること。

様式第3 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

段

設立しようとする商工組合の住所及び名称

住所

氏名（名称）

発起人 住所

氏名（名称）

住所

氏名（名称）

商工組合設立認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項の規定により

商工組合連

合会の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
 - 2 事業計画書
 - 3 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 4 組合員（会員）たるべき者の名簿及び加入申込書
 - 5 創立総会の議事録の原本
 - (6) 中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書の規定による主務大臣の承認があったことを証する書面
 - 7 中小企業団体の組織に関する法律第42条第2項第1号（及び第13条）の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
 - (8) 組合員（会員）たるべき者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面
 - (9) 収支予算書
- 備考 発起人は、全員について記載すること。

様式第4 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

……大臣 段
……局長
……都道府県知事

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

組合員以外の者の事業の利用の特例認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律（第33条において準用する同法）第17条第4項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に事業を利用させるため、同法（第33条において準用する同法）第17条の2第1項の規定による認可を受けたいので、別紙の事業計画書その他の必要書類を添えて申請します。

様式第5 (令2財厚労農水経農園交令2・一部改正)

年 月 日

般

協業組合の名称
商工組合連合会
住所
協業組合を代表する理事の氏名
商工組合連合会

定款変更認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(第47条第2項)において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により定款の変更の認可を受けたので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする箇所を記載した書面
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更の議決をした総会(総代会)の議事録の原本
- (4) 変更後の協業計画書
- (5) 変更後の事業計画書
- (6) 変更後の収支予算書
- (7) 組合員(会員)がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面
- (8) 財産目録及び貸借状照表
- (9) 公告(及び催告)したことを証する書面
- (10) 弁済(担保の提供又は財産の信託)をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

様式第6 (令2財厚労農水経農園交令2・一部改正)

年 月 日

般

協業組合の名称
商工組合連合会
住所
協業組合を代表する理事の氏名
商工組合連合会

役員の氏名(住所)変更届出書

役員の氏名(住所)に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(第47条第2項)において準用する中小企業等協同組合法第56条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日及び理由を記載した書面

様式第7 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

協業組合の名称
申請者の属する商工組合連合会

申請者の住所

氏名

総会招集承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(第47条第2項)において準用する中小企業等協同組合法第48条に規定する総会の招集の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の理由を記載した書面
- 2 総会招集の目的を記載した書面
- 3 組合員(会員)の名簿
- 4 総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上(総議決権数の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる議決権を有する組合員又は会員)の同意を得たことを証する書面
- (5 総会の招集を請求した年月日及び商工組合を代表する理事の氏名を記載した書面)

様式第8 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

申請者の属する商工組合の名称

申請者の住所

氏名

総会招集承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条に規定する総会の招集の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 役員の改選の理由を記載した書面
- 2 組合員(会員)の名簿
- 3 総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上(総議決権数の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる議決権を有する会員)の同意を得たことを証する書面
- 4 役員の改選を請求した年月日及び商工組合を代表する理事の氏名を記載した書面

様式第9 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

申請者の属する商工組合の名称
申請者の住所
氏名

総代会招集承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第55条第6項において準用する同法第48条に規定する総代会の招集の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の理由を記載した書面
- 2 総代会招集の目的を記載した書面
- 3 総代の名簿
- 4 総代の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面
- 5 総代会の招集を請求した年月日及び商工組合を代表する理事の氏名を記載した書面

様式第10 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

申請者の属する商工組合の名称
申請者の住所
氏名

総代会招集承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第55条第6項において準用する同法第42条第6項において準用する同法第48条に規定する総代会の招集の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 役員の改選の理由を記載した書面
- 2 総代の名簿
- 3 総代の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面
- 4 役員の改選を請求した年月日及び商工組合を代表する理事の氏名を記載した書面

様式第11 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

殿

協業組合の名称
商工組合連合会

住 所

協業組合を代表する清算人の氏名
商工組合連合会

解散届出書

年 月 日 協業組合を解散しましたので、中小企業団体の組織に
商工組合連合会関する法律第5条の23第4項(第47条第3項)において準用する中小企業等協同組
合法第62条第2項の規定により、解散の理由を明らかにする書面を添えて届け出ま
す。

様式第12 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

殿

合併により存続する(合併後設立される)

協業組合の名称
商工組合連合会

住 所

〔設立委員又は商工組合を代表す
る理事の氏名
商工組合連合会〕

合併認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(第47条第3項)において準
用する中小企業等協同組合法第62条第1項の規定により○○協業組合と○○
○○商工組合との合併の認可を受けたので、下記の書類を添えて申請します。
商工組合連合会

記

- 1 合併後の商工組合の定款
- 2 合併後の協業組合の協業計画書
- 3 合併後の商工組合の事業計画書
- 4 合併の理由及び経過を記載した書面
- 5 合併の議決をした各商工組合の総会の議事録の謄本
- (6 合併後の商工組合の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した
書面)
- (7 1の定款が中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(第47条第3
項)において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項に規定する設立委員
によって共同して作成されたものであることを証する書面)
- (8 合併後の商工組合の収支予算書)
- (9 財産目録及び貸借対照表)
- (10 公告(及び催告)をしたことを証する書面)
- (11 弁済(担保の提供又は財産の信託)をしたこと又は合併をしてもその債務者
を害するおそれがないことを証する書面)

様式第13 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

設立しようとする商工
組合の住所及び名称
住所
氏名(名称)
発起人
住所
氏名(名称)
住所
氏名(名称)

特別地区承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書の規定により特別の地域を商工
組合の地区とすることについての承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請し
ます。

記

- 1 地区としようとする地域を記載した書面
- 2 申請の理由を記載した書面
- 3 組合員たる資格及び組合員たる資格を有すべき者の数を記載した書面

様式第14 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

不服を申し出る組合員又は会員の住所
及び氏名又は名称

不服申出書

下記のとおり中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(第71条)にお
いて準用する中小企業等協同組合法第104条第1項の規定により、組合員(会員)
であることを証する書面を添えて、商工組合連合会に対する不服を申し出ます。
商工組合連合会

記

- 1 協業組合の住所
商工組合連合会
- 2 協業組合の名称
商工組合連合会
- 3 協業組合を代表する理事の氏名
商工組合連合会
- 4 不服の申出の理由
- 5 その他参考となるべき事項

様式第15 (令2財厚労農水総産國交令2・一部改正)

年 月 日

段

検査を請求する組合員又は会員の住所
及び氏名又は名称

検査請求書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）において準用する
中小企業等協同組合法第105条第1項の規定により、下記の書類を添えて検査を請
求します。

記

協業組合の名称及び住所並びにその商工組合連合会
商工組合連合会

- 1 検査の請求に係る協業組合の名称及び住所並びにその商工組合連合会
商工組合連合会
代表する理事の氏名を記載した書面
- 2 検査の請求の理由を記載した書面
- 3 組合員（会員）の名簿
- 4 総組合員の10分の1以上（総議決権数の10分の1以上に当たる議決権を有する
組合員又は会員）の同意を得たことを証する書面

様式第16 (令2財厚労農水総産國交令2・一部改正)

年 月 日

段

協業組合の名称
商工組合連合会

住 所

協業組合
商工組合連合会を代表する理事の氏名

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）において準用する
中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により、下記の書類を提出しま
す。

記

- 1 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の
処理の方法を記載した書面
- 2 1の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の原本

様式第17 (令2財厚労農水総務省令2・一部改正)

年 月 日

殿

協業組合の名称
商工組合連合会

住所

協業組合
商工組合を代表する理事の氏名
商工組合連合会

決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書

中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

様式第18

表

第 号		立 入 檢 查 証	
下記の者は、中小企業団体の組織に関する法律第93条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。			
写 真	所属	年 月 日生	
	官職	所属長印	5センチメートル
氏名			
年 月 日交付			

裏

第93条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

罰 则

第106条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

略

(6) 第93条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第19 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

事業協同組合
事業協同小組合の名称
企業組合
住所
事業協同組合
事業協同小組合を代表する理事の氏名
企業組合

組織変更認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定により組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更後の協業組合の定款
- 2 組織変更後の協業組合の協業計画書
- 3 組織変更後の協業組合の事業計画書
- 4 組織変更の理由を記載した書面
- 5 役員の氏名及び住所を記載した書面
- 6 組合員の名簿
- 7 組合員がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面
- 8 組織変更後の協業組合の収支予算書
- 9 組織変更の議決をした総会の議事録の原本

様式第20 (令2財厚労農水経産国交令2・一部改正)

年 月 日

般

商工組合の名称
住所
商工組合を代表する理事の氏名

組織変更認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第95条第5項の規定により組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更後の事業協同組合の定款
- 2 組織変更後の事業協同組合の事業計画書
- 3 組織変更の理由を記載した書面
- 4 役員の氏名及び住所を記載した書面
- 5 組合員の名簿
- 6 組合員が中小企業等協同組合法第7条第1項又は第2項に掲げる小規模の事業者であることを商工組合を代表する理事が誓約した書面
- 7 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面
- 8 組織変更後の事業協同組合の収支予算書
- 9 組織変更の議決をした総会の議事録の原本

様式第21 (令2財厚労農水総産業令2・一部改正)

年 月 日

般

事業協同組合の名称
住所
事業協同組合を代表する理事の氏名

組織変更認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項において準用する同法第96条第5項の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更後の商工組合の定款
- 2 組織変更後の商工組合の事業計画書
- 3 組織変更の理由を記載した書面
- 4 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 5 組合員の名簿
- 6 組織変更の議決をした総会の議事録の原本
- 7 中小企業団体の組織に関する法律第97条第1項第2号の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- 8 組織変更後の商工組合の収支予算書
- 9 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

様式第22 (令2財厚労農水総産業令2・一部改正)

年 月 日

般

事業協同組合
協業組合の名称
商工組合
住所
事業協同組合
協業組合を代表する理事の氏名
商工組合
（
組織変更前の企業組合の名称
事業協同小組合
商工組合
）

組織変更届出書

年 月 日 組織変更をしましたので中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項（第96条第8項、第97条第2項において準用する同法第96条第8項）の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第23 (令2財厚労農水路産交令2・一部改正)

年 月 日

附

商 工 組 合 の 名 称

商工組合連合会

住 所

商 工 組 合 を 代 表 す る 理 事 の 氏 名

組合員（会員）異動報告書

(1) 新加入組合員 (会員)	氏名又は名称	資本の額又は出資 の総額	常時使用する従業 員の数
(2) 脱退組合員 (会 員)	氏名又は名称		
(3) 中小企業者でな くなった組合員			
(4) 中小企業者とな った組合員			
(5) 前事業年度末に おける組合員 (会 員) の数	中小企業者	その他	合計

備考 1 加入及び脱退については、前事業年度に効力を生じた者について記載すること。

2 商工組合連合会の場合には(1) (資本の額又は出資の総額の項及び常時使用する従業員の数の項を除く。) (2)及び(5) (合計の項に限る。) の欄のみを記載すること。